

3 子ども・子育て支援金【新設】

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。「子ども・子育て支援金制度」とは全ての世代から子ども・子育て支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

「子ども・子育て支援金」分は、令和8年度から国保税に含めて納付いただくことになります。

質問	回答
Q1 こどもに対しても課税されるのですか？	こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方。高校生年代まで。)については、子ども・子育て支援金分の均等割額が全額軽減されます。
Q2 18歳以上均等割とは何ですか？	Q1のとおり、こどもの均等割額を全額軽減する分について、18歳以上の加入者にご負担いただくものです。

制度の詳細については、
こども家庭庁のリーフレット(QRコード)をご確認ください➡



4 その他昨年度からの変更点

課税限度額が変更になりました

国保税負担の公平を図るために医療分の課税限度額が年間66万円から67万円に引き上げられます。令和8年度から新設された子ども・子育て支援金分の課税限度額は年間3万円です。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	
令和7年度	660,000円	260,000円	170,000円	
	▼			
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
令和8年度	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

低所得世帯に対する軽減基準が変更になりました

経済動向等を踏まえて5割、2割の軽減世帯の基準が引き上げられます。

	7割	5割	2割
令和7年度	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(30万5千円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(56万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	▼		
	7割	5割	2割
令和8年度	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(31万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(57万円×加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

No.581

国保だより

問い合わせ
保険課 国保年金係
☎72-2101(内線322)



令和8年度 国民健康保険税の概要をお知らせします

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の皆さんが病気やケガをしたときに安心して医療費などの給付を受けられるように公平に負担をお願いしています。

今月の国保だよりでは、令和8年度の国民健康保険税の算出方法と昨年度からの変更点について解説します。

※以下、国民健康保険税を「国保税」、国民健康保険を「国保」、国民健康保険加入者を「加入者」と省略します。

1 国保税の算出方法



国保税は、医療給付に充てる「医療分」、後期高齢者医療制度を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険のサービスに充てる「介護分」、子育て世帯に対する給付の拡充に充てる「子ども・子育て支援金分」の4つから構成されています。医療分と後期高齢者支援金分と子ども・子育て支援金分は加入者全員にかかります。介護分は40歳以上65歳未満の加入者にかかります。

それぞれ所得から割り出した額と、加入者1人にかかる額、18歳以上加入者1人にかかる額、世帯ごとにかかる額を合計して年税額が決定します。令和8年度は以下の表のとおり計算します。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
所得割 (令和7年の所得に対して計算)	(令和7年中の総所得金額等-最大43万円)×6.58%(税率)	(令和7年中の総所得金額等-最大43万円)×2.88%(税率)	(令和7年中の総所得金額等-最大43万円)×2.38%(税率)	(令和7年中の総所得金額等-最大43万円)×0.01%(税率)
均等割 (加入者1人ごとの額)	24,000円×世帯内の加入者数	10,600円×世帯内の加入者数	10,000円×世帯内の40歳以上65歳未満の加入者数	100円×世帯内の加入者数
18歳以上均等割 (18歳以上の加入者1人ごとの額)				5円×世帯内の18歳以上の加入者数
世帯別平等割 (世帯ごと一律)	24,600円	9,500円	8,100円	100円
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

医療分合計+後期高齢者支援金分合計+介護分合計(介護分は40歳以上65歳未満のみ)+子ども・子育て支援金分合計

↓
国保税の年税額

※年度途中に加入、脱退した場合は加入月数に応じて月割り計算します。

2 国保税の納付

【納税義務者】 納税義務者は世帯主です。

世帯主が国保に加入していなくても納付書は世帯主あてに送付します。

【納税通知書】 令和8年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主へ送付します。

【支払い回数】 支払いは通常、6月から翌年3月までの計10期です。1期あたりの納付額は、年税額をお支払い回数で割った額です。100円未満の端数は、初回に合算します。

【支払い方法】 現金払い、スマートフォンでの決済または口座振替
現金払い、スマートフォンでの決済の方は、6月に送付される納付書でお支払いください。
口座振替を希望の方は、税務課 諸税係(内線192)までお申し出ください。